

一般廃棄物処理実施計画

【令和4年度】

令和4年5月

葦 崎 市

第1節 総則

1. 目的

本実施計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「蕪崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び「蕪崎市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、本市内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、あわせて同基本計画の推進及び実施のために必要な廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関して必要な事項を定め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、快適な市民生活にすることを目的とします。

2. 計画期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

3. 計画区域

蕪崎市全域

第2節 ごみ処理実施計画

1. 一般廃棄物の区分及び排出量の見込み

年間の排出量の見込みについては、表1のとおりとする。

【対象となる一般廃棄物】

- ①市が委託し、峡北広域環境衛生センターまで収集運搬する一般廃棄物
- ②排出者（家庭系及び事業系）が自ら峡北広域環境衛生センターまたは、民間処分許可業者まで直接搬入する一般廃棄物
- ③一般廃棄物収集運搬許可業者が収集し、峡北広域環境衛生センターまたは、民間処分許可業者へ搬入する一般廃棄物
- ④有害ごみ及び資源ごみについては、市が委託し、収集運搬を行う一般廃棄物

表 1 一般廃棄物の年間排出見込表

区分	主なもの	発生量（トン/年）			
		家庭系	事業系	計	
可燃ごみ	生ごみ、紙くず類、繊維類、布類、紙おむつ 他	5,234	2,239	7,473	
不燃ごみ	金属類、ガラス類、刃物等、陶磁器、電球 他	348	50	398	
可燃粗大ごみ	布団、家具、衣装ケース等プラスチック類 他	118	-	118	
不燃粗大ごみ	自転車、大型金属製品、家電製品（家電リサイクル品を除く）	58	-	58	
有害ごみ	乾電池、蛍光灯、水銀含有物	11	-	11	
資源物	ビン	飲料、調味料等空きビン	47	-	47
	缶	飲料用空き缶	12	-	12
	ペットボトル	飲料用ペットボトル	20	-	20
	白色トレイ	食品用白色トレイ	2	-	2
	プラスチック類	容器包装プラスチック及びプラスチック製品	24	-	24
	新聞チラシ	新聞紙、折込チラシ	212	-	212
	雑誌	週刊誌、単行本等	104	-	104
	ダンボール	ダンボール	140	-	140
	ミックス紙	紙製包装容器、その他紙製品	54	-	54
	紙パック	牛乳パック等の紙パック	3	-	3
	廃食用油	使用済み食用油	1	-	1
		計	595	-	595
他市町村から搬入	山梨県県土整備部道路管理課事業系一般廃棄物（道路清掃ごみ）	-	400	400	
	計	-	400	400	
合 計		6,982	2,689	9,671	

2. 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

一般廃棄物の収集運搬及び処理方法は、表2のとおりとする。

表2 一般廃棄物の収集運搬主体及び処理方法一覧表

区分		収集運搬主体	中間処理	最終処分	
家庭系	可燃ごみ	市（委託） 排出者（直接搬入）	峡北広域環境衛生センター 焼却施設	資源化 民間委託	
	不燃ごみ	市（委託） 排出者（直接搬入）	峡北広域環境衛生センター リサイクルプラザ	資源化 民間委託	
	可燃粗大ごみ	市（委託） 排出者（直接搬入）	峡北広域環境衛生センター 焼却施設	資源化 民間委託	
	不燃粗大ごみ	市（委託） 排出者（直接搬入）	峡北広域環境衛生センター リサイクルプラザ	資源化 民間委託	
	有害ごみ	市（委託）	民間委託業者	民間委託	
	資源物	ビン	市（委託）	民間委託業者	資源化 民間委託
		缶	市（委託）	民間委託業者	資源化 民間委託
		ペットボトル	市（委託）	民間委託業者	資源化 民間委託
		白色トレイ	市（委託）	民間委託業者	資源化 民間委託
		新聞チラシ	市（委託）	民間委託業者	資源化 民間委託
		雑誌	市（委託）	民間委託業者	資源化 民間委託
		ダンボール	市（委託）	民間委託業者	資源化 民間委託
		ミックス紙	市（委託）	民間委託業者	資源化 民間委託
		紙パック	市（委託）	民間委託業者	資源化 民間委託
廃食油		市（委託）	民間委託業者	資源化 民間委託	
家電	市（委託）	民間委託業者	資源化 民間委託		
事業系	可燃ごみ （道路清掃ごみ除く）	許可業者 排出者（直接搬入）	峡北広域環境衛生センター 焼却施設	資源化 民間委託	
	可燃ごみ （道路清掃ごみ）	許可業者	民間許可業者	資源化 民間許可業者	
	不燃ごみ （ガラスくずを除く）	許可業者 排出者（直接搬入）	峡北広域環境衛生センター リサイクルプラザ	資源化 民間委託	
	不燃ごみ （ガラスくず）	許可業者	民間許可業者	資源化 民間許可業者	

3. 収集運搬計画

(1) 収集区域の範囲

韭崎市全域とする。

(2) 家庭系廃棄物

ア. 家庭系一般廃棄物の区分、収集回数

家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬は、次の表3のと通りの区分、収集回数とし、収集委託事業者へ委託し収集している。

なお、詳細については、別に定める「ごみ・資源物収集日程表」のとおりとする。

表3 家庭系一般廃棄物の区分及び収集回数一覧表

区分		主なもの	排出容器等	収集回数	
家庭系	可燃ごみ	生ごみ、紙くず類、繊維類、布類、紙おむつ 他	市指定袋	週2回	
	不燃ごみ	金属類、ガラス類、刃物等、陶磁器、電球 他	市指定袋	週2回	
	可燃粗大ごみ	布団、家具、衣装ケース等プラスチック類 他	そのまま	年6回	
	不燃粗大ごみ	自転車、大型金属製品、家電製品（家電リサイクル品を除く）	そのまま	年6回	
	有害ごみ	乾電池、蛍光灯、水銀含有物	コンテナ	9月、2月(※1)	
	資源物	ビン	飲料、調味料等空きビン	コンテナ 収集用ネット	①：月1回 ②：毎週土曜日(※2)
		缶	飲料用空き缶		
		ペットボトル	飲料用ペットボトル		
		白色トレイ	食品用白色トレイ		
		プラスチック類(※3)	容器包装プラスチック及びプラスチック製品		
		新聞チラシ	新聞紙、折込チラシ	紐で結束	
		雑誌	週刊誌、単行本等		
		ダンボール	ダンボール		
		ミックス紙	封筒やティッシュの箱等	紙袋又は紐で結束	
紙パック		牛乳パック等	紐で結束		
廃食油(※4)	使用済み食用油	ポリ容器			
家電(※5)	家電リサイクル法関連4品目	そのまま			

※1：有害ごみの収集は、9月と2月の資源ごみと一緒に収集

※2：資源ごみの収集については、

①月1回：各地区に設置してあるリサイクル会場

②毎週土曜日：拠点リサイクル会場（市役所庁舎裏駐車場・龍岡公民館グラウンド）

※3：プラスチック類の収集については、令和4年10月から開始

※4：廃食油の収集については、拠点リサイクル会場のみ

※5：家電リサイクル品の収集については、10月と3月の年2回実施（業者委託）

イ. 指定ごみ袋制

市民のごみ処理に対する意識啓発を図るとともに、分別の精度を高め、収集効率及び作業の安全性を確保するために、家庭系廃棄物のうち、可燃ごみ及び不燃ごみの排出については、表4に記載する指定袋制を継続する。

表4. 指定ごみ袋一覧表

指定ごみ袋	容量区分
可燃ごみ袋	40リットル
	20リットル
不燃ごみ袋	40リットル
	20リットル

ウ. 排出方法

排出者は、市が行う家庭系一般廃棄物の収集に際して、集積しておく所定の場所（以下、「ごみステーション」という。）、資源ごみについては、各地区の資源物を集積しておく所定の場所（以下、「地区リサイクル会場」という。）または毎週土曜日に実施している市役所庁舎裏駐車場及び龍岡公民館グラウンド（以下、この2カ所を「拠点リサイクル会場」という。）に一般廃棄物の区分に従い適正に分別するとともに次の排出方法を遵守する。

1. 可燃ごみ

市の指定袋に入れ、指定日の午前8時までにごみステーションに搬出し、枝類については指定袋に入れず長さ50cm以内程度の束で縛る。

2. 不燃ごみ

市の指定袋に入れ、指定日の午前8時までにごみステーションに搬出し、割れたガラスや包丁等については新聞等に包み指定袋に入れる。

3. 粗大ごみ（可燃・不燃）

ごみ・資源物収集日程表や分別マニュアル等を参照し、可燃粗大と不燃粗大に分別し、それぞれ決められた指定日の午前8時までにごみステーションに搬出する。

可燃粗大ごみの最大寸法 1.5m×2.0m×0.8m 以内

不燃粗大ごみの最大寸法 1.0m×2.0m×1.5m 以内

4. 有害ごみ

乾電池、蛍光灯及び水銀含有物（水銀体温計や鏡）については、9月と2月の資源リサイクル品収集日に地区リサイクル会場または拠点リサイクル会場に搬出する。また開庁時には窓口にて随時回収。

5. 缶、ビン、ペットボトル

中を軽くすすいでから、指定日に地区リサイクル会場または拠点リサイクル会場に搬出する。

臭いや汚れがとれないものについては、不燃ごみとして搬出する。

6. ペットボトル

ラベルをはがし、中を軽くすすいでから、指定日に地区リサイクル会場または拠点リサイクル会場に搬出する。

臭いや汚れがとれないものについては、可燃ごみとして搬出する。

7. 新聞紙・チラシ、雑誌、ダンボール

それぞれ紐で結束し、指定日に地区リサイクル会場または拠点リサイクル会場に搬出する。

8. 牛乳パック

中を洗って切り開き、よく乾かしてから紐で結束し、指定日に地区リサイクル会場または拠点リサイクル会場に搬出する。

9. 白色トレイ

洗いよく乾かしてから、指定日に地区で定められた地区リサイクル会場または拠点リサイクル会場に搬出する。

10. ミックス紙

紙袋へ入れるか紐で結束し、指定日に地区リサイクル会場または拠点リサイクル会場に搬出する。

11. 廃食油

家庭で不純物を取り除き、ペットボトル等の容器に入れ、拠点リサイクル会場にてポリ容器に移す。

12. プラスチック類

指定日に地区で定められた地区リサイクル会場または拠点リサイクル会場に搬出する。

大きさは50cm以内かつ、プラスチック単一素材でできているもの。

汚れているもの、既に分別収集しているもの（ペットボトル・白色トレイ）、使用済小型電子機器等が廃棄物となったものは除く。

エ. 市で収集しないもの（排出禁止物）

次に掲げるものは、ごみステーションに排出できない。

- ・個別リサイクル法に基づきメーカー等により回収される一般廃棄物
- ・峡北広域環境衛生センターにて処理が困難な一般廃棄物

品目	処理方法
家電リサイクル品 (テレビ(ブラウン管、プラズマ、液晶等)・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機)	家電リサイクル法に基づき、購入した際に家電量販店等に引き渡す又は、10月及び3月に市が委託した収集運搬業者に引き渡すか、排出者が自ら引き取り場所に搬入するかいずれかにより排出する。
パソコン (デスクトップ型パソコン本体、ノートパソコン本体、ディスプレイ(CRT、液晶))	排出者は、購入した際に家電量販店等に引き渡すか、パソコンメーカーまたは販売する事業者へ回収を依頼する。なお、引渡し先がない場合は、「一般社団法人パソコン3R推進協会」に回収を依頼する。

産業廃棄物 (農業用プラスチック、建築廃材、自動車部品等)	排出者は、県が許可した産業廃棄物収集運搬業者に引き渡すか、農業用廃プラスチックについては、農業協同組合又は山梨県農業用廃プラスチック処理センターにて処理を依頼する。
自動二輪車	排出者は、「廃棄二輪車取扱店」又は「指定引取窓口」に持ち込み引取を依頼する。
消火器	排出者は、「消火器リサイクル推進センター」に登録された特定窓口にて引き渡す。
処理が困難なもの (タイヤ、バッテリー、スプリングの入ったソファー・マットレス等)	排出者は、自らが解体処理及び分別の上、可燃ごみ及び不燃ごみにて排出が可能な場合はごみステーションに搬入し、解体等も困難な場合は、処理困難物を処理する業者に依頼する。

(3) 事業系廃棄物

ア. 事業系一般廃棄物の区分、収集回数

事業により排出される一般廃棄物は、自らの責任において、自ら峡北広域環境衛生センターに搬入するか、市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して運搬し、峡北広域環境衛生センターまたは民間許可業者へ搬入するものとする。

また収集回数については、事業規模等により、各自必要に応じて搬入または許可事業者へ委託し、収集するものとする。

イ. 資源物の取扱い

事業により排出される一般廃棄物のうち、家庭系一般廃棄物の資源ごみとして収集している品目については、事業者の責任において適正処理をし、資源化処理を行う処分業者等へ搬入し、資源化に努めるものとする。

ウ. 収集許可事業者

現在、市が許可している一般廃棄物処理業事業者については、別紙のとおりです。

4. 中間処理計画

ア. 可燃、不燃、粗大ごみ処理施設の概要

施設所在地		蕪崎市龍岡町下條南割 1895 番地
全体敷地面積		28,853 m ²
焼却施設 (可燃ごみ)	施設名称	峡北広域環境衛生センター ごみ熱分解・焼却熔融施設
	建築面積	5,602 m ²
	処理方法	キルン式ガス化熔融炉
	処理能力	160 t / 日 (80 t / 日 × 2 炉)
	受入・供給施設	ピットアンドクレーン方式
	燃焼方式	熱分解ガス化熔融施設 全連続式 (24 時間運転)
	燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラー及び水噴射ガス霊薬式減温塔
	排ガス処理施設	除塵用及び脱塩用バグフィルタ
	余熱利用設備	廃熱ボイラー
	通風設備	平衡通風方式
	灰出し設備	脱塩残渣処理施設
	発電設備	発電出力 1,500kW
	排水処理設備	炉内噴霧高温酸化処理、ろ過旧脚及び塩類除去 等
リサイクルプラザ	施設名称	峡北広域環境衛生センター リサイクルプラザ
	建築面積	1,170 m ²
	破碎機形式	横型高速回転式破碎機
	処理能力	15 t / 5h (不燃ごみ 13.5t、不燃粗大ごみ 1.5t)
	受入・供給施設	エプロンコンベア式
	選別設備	機械選別・手選別
	搬送設備	ベルトコンベア
	集塵設備	バグフィルタ、サイクロン、排風機、脱臭装置
	貯留・排出設備	圧縮成型方式、貯留場
	選別種類	4 種 (鉄、アルミ、可燃、不燃)

※焼却施設においては、焼却残渣から鉄・アルミを回収し、焼却灰については熔融スラグにし、資源としてリサイクルを行う。

※不燃ごみ(不燃粗大ごみ)の処理については、破碎、選別後、鉄、アルミは回収し、可燃物については焼却施設にて処理を行い、不燃残渣については最終処分を行う。

イ. 資源物中間処理施設の概要

《缶類（アルミ缶・スチール缶）の中間処理施設の概要及び処理量》

名称	株式会社西商店
所在地	韮崎市龍岡町下條南割445番地1
処理方式	分別、圧縮
処理量	18 t /年

《紙類（新聞紙・チラシ・雑誌・ダンボール・牛乳パック）

の中間処理施設の概要及び処理量》

名称	国土興産株式会社津金リサイクルセンター
所在地	北杜市須玉町下津金4305番地
処理方式	分別、圧縮
処理量	新聞・チラシ 388 t /年 雑誌 188 t /年 ダンボール 173 t /年 牛乳パック 3 t /年

《紙類（ミックス紙）の中間処理施設の概要及び処理量》

名称	国土興産株式会社津金リサイクルセンター
所在地	北杜市須玉町下津金4305番地
処理方式	分別、圧縮、梱包
処理量	43 t /年

《びん類（無色・茶色・その他）の中間処理施設の概要及び処理量》

名称	株式会社西商店
所在地	韮崎市龍岡町下條南割445番地1
処理方式	分別、保管
処理量	無色 25 t /年 茶色 23 t /年 その他 16 t /年

《ペットボトルの中間処理施設の概要及び処理量》

名称	国土興産株式会社津金リサイクルセンター
所在地	北杜市須玉町下津金4305番地
処理方式	分別、圧縮、梱包
処理量	22 t /年

《有害ごみ（乾電池）の中間処理施設の概要及び処理量》

名称	野村興産株式会社イトムカ鉱業所
所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1
処理方式	選別、焙焼、凝縮、精製
処理量	6 t /年

《有害ごみ（蛍光灯）の中間処理施設の概要及び処理量》

名称	野村興産株式会社イトムカ鉱業所
所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1
処理方式	破碎、選別、焙焼、凝縮、精製
処理量	2.5 t /年

《有害ごみ（不燃ごみ（鏡等ガラスくず））の中間処理施設の概要及び処理量》

名称	高野産業株式会社葦崎リサイクルプラント
所在地	葦崎市下祖母石2278番地1外2筆
処理方式	選別、破碎
処理量	0.7 t /年

《有害ごみ（不燃ごみ（鏡等ガラスくず））の中間処理施設の概要及び処理量》

名称	オリックス資源循環株式会社寄居工場
所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地
処理方式	焼却、溶融
処理量	0.4 t /年

《廃食油の中間処理施設の概要及び処理量》

名称	信陽製油株式会社
所在地	中巨摩郡昭和町上河東401番地
処理方式	沈殿、油水分離、加熱
処理量	2 t /年

《事業系一般廃棄物（道路清掃ごみ）の中間処理施設の概要及び処理量》

名称	高野産業株式会社葦崎リサイクルプラント
所在地	葦崎市下祖母石2278番地1外2筆
処理方式	選別、破碎
処理量	220 t /年

《事業系一般廃棄物（道路清掃ごみ）の中間処理施設の概要及び処理量》

名称	オリックス資源循環株式会社寄居工場
所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山3 1 3 番地
処理方式	焼却、熔融
処理量	60 t /年

5. 最終処分計画

可能な限り資源リサイクルを行うため、埋め立てるべき残渣はありません。

6. 発生抑制・排出抑制計画

(1) 家庭系一般廃棄物の発生抑制・排出抑制

主な事業名	事業概要
ごみ減量の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報等による定期的な啓発 ・ 市ホームページにより啓発 ・ 生ごみの水切り具の配布及び普及啓発 ・ 各種団体を対象にした生涯学習会及び出前塾の実施 ・ 市民を対象に環境教育講座の開催 ・ 幼児及びその保護者を対象に環境学習会の開催 ・ 外国人向けごみ分別マニュアルの配布
生ごみ処理機の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみ処理機の購入補助金制度の啓発
各種団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境衛生指導員を対象に講習会の開催 ・ やまなしエコティーチャー派遣制度を活用
不法投棄の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄監視防止協力員及び地区役員、市民などと連携し、不法投棄防止に向けた連携を強化

(2) 事業系一般廃棄物の発生抑制・排出抑制

主な事業名	事業概要
ごみ減量の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者向けに市ホームページにより啓発 ・ 事業者向けのガイドラインにて啓発 ・ 市内収集運搬許可業者と協力し、リサイクルの啓発

7. その他ごみ処理等に関し必要な事項

ア. 廃棄物減量等推進審議会の設置

名 称：蕪崎市環境審議会

目 的：市における環境の保全等に関する基本的事項を調査審議する

構成員：委員20名以内（関係行政機関の職員及び知識経験のある者等）

イ. 環境衛生指導員の委嘱

名 称：韮崎市環境衛生指導員

方 針：環境衛生行政の円滑な運営を図るため、地区ごとの代表者に委嘱

内 容：生活環境の保全のための調査及び廃棄物の減量と資源リサイクル推進等市が実施する施策への協力その他の活動を行う。

ウ. 市外からの一般廃棄物受入

本市以外からの峡北広域環境衛生センターまたは市内民間事業者への一般廃棄物の受入については、搬入元となる市町村との協議終了後、「廃棄物及び清掃に関する法律施行令」（以下、「施行令」という。）第4条第9号イの通知を受ける。

エ. 一般廃棄物の市外処理施設への搬出

市内で資源化処理等ができない一般廃棄物については、処理施設のある市町村との協議終了後、法施行令第4条第9号イに基づく通知をし、処理を行うこととする。

第3節 生活排水処理実施計画

1. し尿・浄化槽汚泥の区分及び排出量の見込み

区分	主なもの	収集運搬主体	収集回数	発生量 (kl/年)
し尿	汲み取り式便所	許可業者	定期または申込みの都度	621
浄化槽汚泥	合併処理浄化槽 又は単独処理浄化槽	許可業者	浄化槽清掃 実施の都度	4,564
合計				5,185

2. 収集運搬計画

ア. 浄化槽の管理

浄化槽を管理している者（浄化槽管理者）は、定期的に浄化槽の保守点検及び清掃を実施しなければならない。

保守点検については、山梨県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託し実施、清掃については、市長が許可した浄化槽清掃業者に委託して年1回以上実施するものとする。

イ. し尿及び浄化槽汚泥の収集

浄化槽及びし尿の収集については、それぞれ下記のとおりとします。

①浄化槽汚泥

浄化槽管理者は、浄化槽汚泥を市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者のうち、し尿・汚泥の許可を受けた業者に収集を依頼し、南部衛生センターし尿処理施設へ搬入する。

②し尿

一般家庭、店舗及び事務所等の汲み取り式便所から排出されるし尿は、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者のうち、し尿・汚泥の許可を受けた事業者へ収集を依頼し、バキューム車により定期的に収集し、南部衛生センターし尿処理施設へ搬入する。

ウ. 収集許可事業者

現在、市が許可している一般廃棄物処理業事業者については、別紙のとおりです。

3. 中間処理施設

施設所在地	韮崎市栄2丁目5番48号
全体敷地面積	6,400 m ²
施設名称	南部衛生センターし尿処理施設
処理方法	高速酸化方式
処理能力	72kl/日
希釈水の種類	地下水 希釈倍率：10倍 放流先：塩川
汚泥の処理	脱水

4. 発生抑制・排出抑制計画

主な事業名	事業概要
下水道接続の促進	<ul style="list-style-type: none">・ 広報等による定期的な啓発・ 市ホームページにより啓発
合併処理浄化槽への切り替え	<ul style="list-style-type: none">・ 公共下水道未接続区域での合併処理浄化槽新規設置及び単独処理浄化槽からの切り替えの一部を補助・ 単独処理浄化槽世帯への合併処理浄化槽への切替え周知
浄化槽の維持管理	<ul style="list-style-type: none">・ 市内を3区域に分けて実施する市単独事業による浄化槽点検の実施
法定検査の受検勧奨	<ul style="list-style-type: none">・ 前項の浄化槽点検の実施時に浄化槽管理者へ設置後の法定検査（浄化槽法第7条及び第11条）の受診勧奨